

2. 支援に携わる者(支援者)の

心構えおよび留意事項

2. 支援に携わる者（支援者）の心構えおよび留意事項

(1) 支援者の心構え

被害者支援は対人援助の活動が中心となります。それに関わる方々が守るべき心構えについての基本的な事項は、以下のとおりです。

①相談者を尊重した対応

- 相談者の自尊心と自己決定権を尊重して対応してください。支援の目的は相談者が自分自身のコントロール感を取り戻し、自分なりの生活を行えるようになることの手伝いであり、支援者が「救済者」となって問題を解決することではないことを理解してください。
- 被害に遭った後は、その衝撃で一時的に混乱状態になったり、激しい怒りや悲しみの感情を表し、周囲のものが受け入れるのが難しいように感じられることもあります。そういう被害後の心理を十分に理解して、いわゆる「常識」で判断して批判的にならないようにしてください。
- 犯罪被害者等に対し、自分の考えを押しついたり、こうあるべきだと求めないでください。犯罪被害者等は心理的に弱者であると感じ、拒否するのが難しい状態になりがちです。なお一層の配慮が必要です。

②秘密の厳守と情報漏洩の防止

- 活動をしていく中で、相談者の氏名、住所、被害の状況、支援の内容など個人的な情報と関わることとなります。地方公務員法等の法令で保秘が義務付けられている場合はもちろんのこと、法令の定めがなくても守秘義務は絶対に守らなければなりません。また、定められた場所以外では、それを話題にしてはいけません。
- 相談内容等を他に連絡しなければならないようなことが起きたときには、それを相談者に伝えて了解を得ておかなければなりません。
- 情報が漏洩することは、社会的信頼を失墜させることはもちろん、それを知った相談者にも二次的被害を負わせることとなります。情報漏洩の防止策は組織、個人とも徹底してください。

③職務の遂行

- 支援活動は、定められたことに対し責任を持って確実に行ってください。
- 自分の役割以外の活動をするようなことが起きた時や、判断が必要となった時（電話相談を専門に行う役割の支援者が、相談者に外で会って話がしたいと頼まれた時など）は責任者に連絡し指示を仰ぐようにしてください。
- 業務外の相談の場合には他の専門機関を紹介することになりますが、その際には、たらい回しにならないように注意してください。（「3. 他機関への紹介時の留意事項」を参照のこと。）

④身分を利用しないこと、公私の別を分けること

- ボランティアを含め、組織の一員ということは公的な立場にあるということです。その身分を組織以外のところで使用したり、その地位を利用してはなりません。
- 相談者と支援者の関係が私的になることを避け、相談に必要な援助的距離を保つため、個人的に会うことは避けてください。また、相談者から個人的に連絡したいと言われて

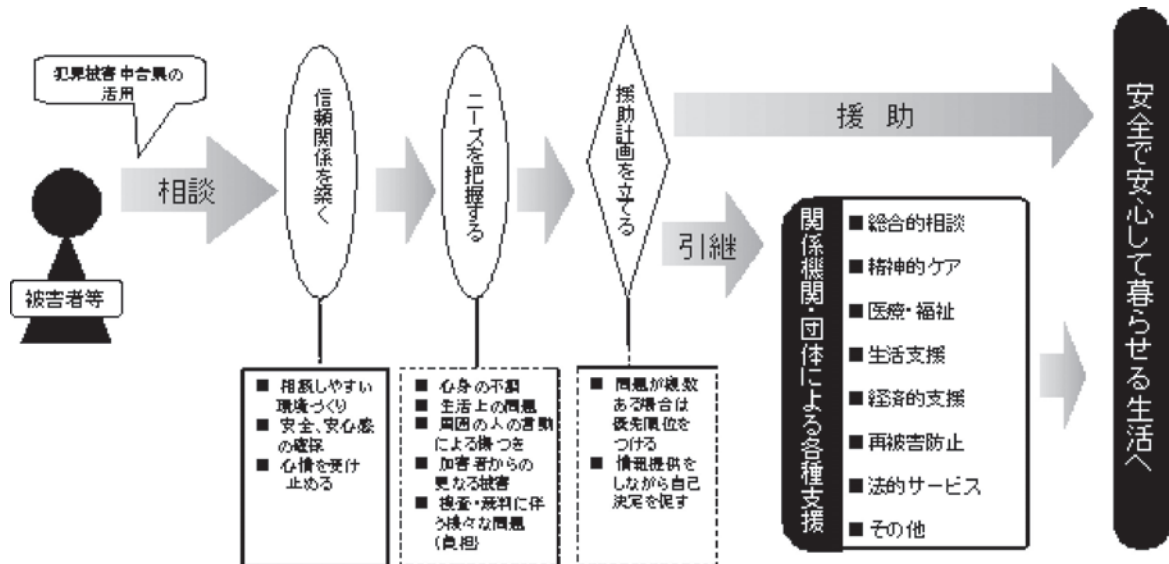
も、連絡先は勤務先にし、自宅等の住所や電話番号などは知らせないでください。

⑤継続的なトレーニング

○活動は実際に参加するまでに基礎的な事前研修を受けることはもちろんのこと、活動に従事するようになってからも継続的な研修が欠かせません。研修を受けることは支援者自身のケアにもつながります。

(2) 犯罪被害者等に対する対応要領

①基本的な支援対応の流れ（チャート）



②相談しやすい環境づくり

(ア) 相談場所の配慮

犯罪被害者等は、被害を受けた精神的、身体的被害により疲弊している場合が多く、複雑な手続きや日ごろなじみがないことを行うのは消極的になりがちです。また、被害を受けた各種手続きを行うため関係する機関を訪ねなければならないこともあります。訪問先によっては、事件を思い出すことで苦痛を感じたり、知人等に会うと来訪した理由を話すのがつらくて訪ねたくないという気持ちの方も多くいらっしゃいます。その中で、勇気を振り絞って来訪した犯罪被害者等を衆目にさらさないよう、多くの方がいる中で不用意に名前を呼んだり、長時間窓口に立たせておくことのないよう、相談しやすい雰囲気のある場所に配慮する必要があります。

相談しやすい雰囲気のある場所の例

○相談室

周囲から見られることなく、静かで窓があり（閉所恐怖症になっている場合もあり得ます。）、暖かみのある机やイスなどを使用していると望ましい。花や人形は個人の好みや事件を思い出させるきっかけになる場合もあるので注意が必要です。

なお、施設の問題で相談室が設けられない場合でも、周囲を衝立などで遮へいして衆目にさらさない配慮が望まれます。

○施設外の施設の活用

施設の建物を見ただけで事件のことや故人のことを思い出させる場合もあります。被害者の状況、希望に応じて落ち着ける環境となる施設外の施設（集会場やコミュニティセンターの相談に適した部屋など）の活用も望まれます。

○被害者の希望する自宅その他への訪問

被害者の中には、自宅から出られなかったり限定された場所にしか出かけられない場合もあります。このような場合では、被害者の希望に応じた場所への訪問相談も望めます。

(イ) 安全の確保

犯罪被害者等は、怪我や疾病の治療をしないままであったり、再被害をおそれて相談に来る場合もあり、被害者の安全を確保するように最大限の努力をする必要があります。状況により保護・病院への収容、シェルターの活用等を適切に判断してください。

また、DVやストーカー行為等の加害者は、支援者や第三者にも危害を加えるおそれがありますので、来客への注意や警戒の強化などの対策も配慮してください。

③相談対応に当たっての基本的態度

犯罪被害者等は、犯罪の持つ性質から被害を受ける構えがなく、突然に生命あるいは身体、財産を脅かされる危機的な状況に陥ります。そのため、人として大切な主体性を奪われる、自分で判断、決定、行動ができなくなるなどの状況に置かれることがあります。支援に携わる者は、そのような状況にある方々に対する支援であることをまず理解しておく必要があります。

また、犯罪被害者等からの相談は、問題が解決できる相談でない場合もあることを認識しておく必要があります。(殺人被害者の遺族への支援の場合、被害者遺族にとり問題解決とは亡くなった人が帰ってくることですが、残念ながらそのようなことは不可能です。)

このような相談者の心のケアを行う際には、支援者と相談者の信頼関係を築くことが必要であり、被害者と良い関係を構築するためには、①共感（被害者が表現している感情を支援者自身が理解していることを被害者に伝え、被害者の感情を正当化する。）、②尊敬（被害者の経験に対して支援者が敬意を持っていること等を示す。）、③暖かさ（被害者を助けること目標を達成することに関しての意欲を示す。）、④誠実さ、⑤受容（被害者のあるがままの気持ちや感情を評価、批判することなく、被害者の感じるままに受け止める。）⑥対等（支援してあげる支援してもらおうという縦の関係でなく、話のやり取りが出来る関係。私はこう思う、あなたはこう思う。）などの基本的態度で被害者に接する必要があります。

相談・カウンセリングの際には、①から⑥の基本的態度で相談者の声と心にしっかりと耳を傾けること（傾聴）が大切です。

④相談・カウンセリングにおける話の聴き方（※）

※ 一般的な項目を相手に伺う場合と、前述の基本的態度における「傾聴」の考え方で相談者から話を伺う場合を区別して、前者は「聞く」、後者は「聴く」という表現を用いることとします。

(ア) はじめに

○深呼吸して気持ちを落ち着かせてください。

○応答は、声の大きさに注意して、できるだけ言葉は聞き取りやすくはっきりと「あたたかさ」を感じるような声調で応答しましょう。また、聴く姿勢は穏やかな雰囲気を保つように心がけましょう。

○相談者が何も話さない場合は、しばらく待ち、「私に何かできることはありますか。」と話しかけましょう。また、緊張や混乱、感情の高ぶりのため、急に泣き出したり、話せ

なくなる方もいます。そんな時は、相手のそのような状態をそのまま受けとめ、聴いていることを相手に知らせながら待ちましょう。相手の状態にあわせて、こちらの声の調子、話し方などを工夫してください。

○相手の個人的な秘密を尊重して、それを守ることを知らせることも、今後の対話にとって有効で大切なことです。

○相手が匿名を希望する場合は、無理に名前を聞かないでおきましょう。具体的な事務手続きに進む場合は別にして、一般的な問合せの場合では相手が匿名で電話をかけてくることを尊重してください。時には相手から名乗ってくる場合がありますが、自然に対応してください。

(イ) リラックスしながら話をよく聴き、それを受け入れること

○相手の置かれている困難な状況を受容して、心で受けとめましょう。

○相手が訴えようとすることに「心を傾けて」聴きましょう。他のことに気持ちが動くと、大切なところを聴き逃すことがあります。

○「何」を語っているのかを聴くと同時に、「どのような状態で語りかけているのか」に集中し、その感情に焦点をあてて対応していくことが大切です。

○相手の表現を素直に受け止めましょう。自分の関心に動かされたり、自分から先取りしては援助になりません。

○相手をよりよく理解するために、自然の流れに沿って質問を投げかけることも必要です。しかし、身辺調査のような情報を集めるための質問は、手続きに必要な範囲に限定し、興味本位の質問は避けましょう。

○相談者の人格を否定するような発言はせず、なぜそのような相談をするのか気持ちをくみとり、配慮しながら、希望に応えられないものについては、なぜ応えられないかを分かりやすく説明しましょう。

(ウ) 自分の能力に応じた対応をすること

○自分の能力以上の相談を受けた場合は、上司に相談したり、しかるべき担当者に代わるのが良いでしょう。

○相談の結果生じた疑義については関係機関・団体等に照会する等、自分が解らないことは曖昧な回答をしないで、確認をしてから責任を持って回答しましょう。場合によっては、一度電話を切り、必要な情報を集めて再度電話で伝えることも必要です。

○自分の思いつきや過去の経験をもとにアドバイスを押し付けてはいけません。相手の話をゆっくり聴いて、本当に必要なことは何かを見つけていくことが大切です。また、アドバイスをするときには、できるだけ相談相手が自分で選択できるように、複数の選択肢を伝えるよう心がけてください。

○軽率な約束をしないように心がけましょう。たとえば「A病院なら必ず治してくれます。」という保証はできません。「一度A病院に問い合わせせて〇〇〇してもらってはいかがでしょうか。」といった程度にしておきましょう。

(エ) 対話を終えるとき

○対話を終わるにあたっては、相手の動きに沿って対応し、急がせたりしないように気をつけましょう。また、冷たく、機械的な感じを与えるような終わり方をしないように気をつけましょう。

- 「お役に立てたでしょうか。」などの確認や、「がんばってください。」などの励ましは相手への押し付けになりかねません。「一緒に話し合えてよかった」という気持ちで相手の言葉を待ちましょう。
- 対話を終えるときは、相手が立ち上がるなどして帰る意思を示したとき、受話器を置くときは、相手が置いた様子を確認した上で受話器を置くようにしましょう。
- 相談者が満足している場合は、深追いはやめましょう。

※電話相談における基本的な対応要領

支援者の対応	留意事項
◎「はい、〇〇です。」	※落ち着いた静かな声で対応
◎相談者への話しかけ ○どのような相談でしょうかと話しかける。 ○相談者が何も話さない場合 「私に何かできる（お役に立てる）ことはありますか。」と話しかける。 ○相談者に十分に話をさせ、どのような被害者か、何を求めているのかを察する。	※相談者に話をさせる ※相談時間はあらかじめ目安を決めておく（長くても40分～60分） ※あまり早く結論を出さない。（しばらく話を聞いて、ニーズをしっかりと把握してから結論を出す）
◎相談者が求めていることへの回答 ○他の機関等に引き継ぐ場合は、たらい回しと思われないようにする。 ○他機関を紹介する場合は、誤った紹介をしない。 ○情報提供をする場合は、曖昧な回答はしない。	※できる限り取り継ぎをする。 ※有料の相談機関があることに注意。（有料の機関を紹介する場合は、その旨を告げておく）
◎相談終了の準備 ○相談に入って終了見込時間を経たころ、「今までお話を下さっていかがでしたか」、「今までの説明でいかがでしたか」と終わる準備に入る。 ○説明を尽くしたが相談者が話を続けて相談を終わらせることができない場合は継続するが、1時間を目安とする。	※状況を勘案して終わるきっかけを作る。長時間の相談は担当者にも負担となる。 ※1時間を限度として打ち切るように誘導することも必要。（例）次の相談者が待っている。明日再度連絡を入れてほしい。など

⑤二次的被害を防止するために

対応者が被害者を傷つけてしまわないように、被害者のためを思っていること（不用意な励ましや冗談）であっても、対応者が被害者を傷つけたり、二次的被害を与えてしまうことがあり注意が必要です。

前述のとおり、犯罪被害者等を衆目にさらしたり、事件のことを思い出させたりすることだけでも負担になることを理解して対応する必要があります。

犯罪被害者等を傷つける言動

○罪悪感を助長しない

…犯罪被害者等は、いつも自分を責める材料を探している。

「もしあなたが〇〇でさえあったら（でさえなかったら）」

○被害の状況を他の人と比べない

…被害者になる苦痛に他の人との軽重はない。

「前の人に比べたら」、「他にもっとひどい人がいる」

○強くなることを勧めない

…犯罪被害者自身は、自分を強いなどと思っていない。

「しっかりしている」、「あなたは強い人だ」

○「〇〇と思うべきではありません」などと言わない

○支援者自身の政治的信条や宗教観・道徳観・価値観を押し付けない。

○自分ができないことを約束してはいけない。

※注意を要する表現等一覧

好ましくないとされる言葉	どちらかといえば好ましいとされる言葉
<ul style="list-style-type: none"> ・強くなって、前向きに生きていかなくてもなりません。 ・がんばれ！ ・早く元気にならなければ。 ・あなた一人が苦しいではありません。 ・お気持ちはよく分かります。 ・命が助かっただけでもよかったと思わなければ。 ・□□だったからまだよかった。△△より良かったです。 ・辛いことは早く忘れるようにしましょう。 ・こんなことはここでは慣れてるから平気だ。恥ずかしがらずに話して。 ・起きてしまったことは考えないようにしましょう。 ・その時〇〇すればよかったのに。その時〇〇しなければよかったのに。 ・泣かないでください。泣いてばかりいると、その人は成仏しません。 ・どんなに嘆き苦しんでも、愛する人は戻ってこないのですよ。 ・あなたの苦しみや悲しみは、よく理解できます。 ・時間がすべてを解決してくれます。 ・大丈夫、じきに良くなります。 ・その人は人生を全うしました。いい人だったからですよ。 ・誰か他によい人が見つかりますよ。 ・他にも子供がいることを感謝しなければ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理にがんばる必要はありません。 ・よくがんばってこられましたね。 ・今までと同じように仕事や家事ができなくて当たり前です。 ・何かをする気力がなくて当然です。 ・どんなお気持ちでいるかを話してください。 ・本当に辛いことは、忘れられなくて当たり前なのです。 ・悲しんでいいのですよ。泣いていいのですよ。泣けて当たり前です。 ・怒ったり悲しんだりしていいのですよ。 ・ここでは〇〇ということが出来ます。 ・そのようなことがあって大変でしたね。 ・大変な思いをしていますね。 ・あなたが悪いわけではありません。 ・被害に遭った時は一時的によくあることです。 ・立ち直るのに時間がかかるのは当然です。 ・自分を責めないでください。あなたがおかしいとか、弱いではありません。 ・被害前と同じにはなりませんが、今より楽になっていきます。 ・今までと同じようにできなくても無理がないことですよ。決してあなただけが特別ではないのですよ。 ・ここでは、プライバシーが守られますから、泣いても怒ってもかまいません。何でも話してください。

※ 表中の言葉はあくまでも一般的なものであり、個々の被害者に応じた真摯な対応の態度が何よりも大切です。

(3) 他機関への紹介時の留意事項

犯罪被害者等が必要とする支援は非常に幅広く様々な領域に渡っており、単独の支援機関ですべての支援を行うことは不可能です。そこで、犯罪被害者等に他の支援機関を紹介することも必要になってきますが、その時の留意事項としては、次のことがあります。

①相手の話を十分に傾聴し、ニーズを的確に把握すること

電話をかけてくる時の被害者は、安定して落ち着いた状態であることが少ないため、じっくりと話を聞いてもらい気持ちが落ち着いたところで本当に必要な援助は何か、何が心配かが見えてきます。被害者と共同で、本当に必要なことは何かを見つけていくことが最も大切です。

②詳細で確実な情報を伝達すること

適切な専門家や機関を紹介する時は、被害者にとって少しでも役立つ情報を提供することが求められます。被害者が少しでも安心感をもって利用できるよう格別な配慮が必要です。具体的には、紹介先の正式な名称、電話番号、住所、交通手段、料金、受付時間、相談担当者（担当課）等です。例えば、「この病院のA先生は女性のお医者さんで、被害者支援について十分な理解をしてくれています。」というのと、「誰が担当しているのか分かりませんが大きな病院です。」というだけの紹介では、受け取る側の安心感はまったく違うことがわかれると思います。

③機関相互の情報交換と信頼醸成

相手の機関を十分に知らないままに紹介をすると、被害者にとって役に立たないこともあり得ます。また、あちらこちらとたらい回しにされたり、専門的な知識のないところで不適切な助言を受けてしまうこともあるかもしれません。

このようなことを防ぐため、関係機関相互の情報交換を日ごろから行うとともに、互いに責任をもって紹介しあえるような関係を醸成することなど、日常における組織としての活動が大切です。

④被害者自身が選択できるように伝えること

紹介や情報はできるだけ複数の選択肢を提供し、できるだけ被害者自身が選択できるようにすることが大切です。選択肢がなければ被害者は押し付けられていると感じることもあります。また、自分で選択することは被害者自身の行動に決断と責任を持つことができ、被害によって失われた自己コントロール感覚をよみがえらせることにもつながります。

⑤相手機関への事前連絡

被害者は先方機関に相談しやすく、先方機関は被害者からの相談をスムーズに受け取れるような配慮が必要です。そのため、被害者の同意のもとで紹介先の機関に事前に連絡を入れておくことが役立つこともあります。

ただし、無配慮に被害者の情報を他の機関に流すことは、秘密の厳守という倫理の問題にも抵触することでもありますので、あくまでも、被害者が紹介先に一言話をしてくれることを望んでいることが不可欠です。たとえ善意であっても、被害者の同意なしに情報を他の機関に流すことは許されません。

(4) 代理受傷・バーンアウトの防止

①支援者のストレス

(ア) 被害者との接触から生じるストレス

面接相談であろうと電話相談であろうと、犯罪被害者等の悲惨な話を聞くと、支援者はあまりのひどさに強い悲しみや怒りを感じ、自分が傷ついてしまうことを代理受傷といいます。そしてそのようなひどいことができる人間やそれを見過ごす社会に対する信頼を失い、そのことを知らなかった自分の無知に罪悪感を持ち、今すぐどうしてあげることのできない無力な自分を責めてしまいます。これらはすべて対応者の心に負担を与え、大きなストレスになります。こうして、今まで一生懸命支援をしていたのに、突然意欲がなくなり、無力感に襲われてしまい、やる気を失ったり、周囲にイライラをぶついたり、ふさぎこんだりすることがあります。これを「バーンアウト」といいます。

ストレスが大きくなると支援の仕事に支障が出るだけでなく、他の仕事や家庭生活にもトラブルが生じたり、心身の調子が悪くなったりします。このように被害者の話を聞くことによって、支援者自身が心に傷を負ってしまうことがあります。これを「二次的外傷性ストレス (Secondly Traumatic Stress)」といいます。

被害者との相談から感じるストレスとして、

- ・経済的支援など具体的解決を求められても、それに対応できないとき
- ・被害者の気持ちを理解できないとき
- ・現行の法律、制度、施設などの不備によって被害者が救われないときなどがあげられています。

(イ) 支援者自身のトラウマの再燃によるストレス

支援者は被害者の話を聞いたり、研修等で様々な被害経験について学んだり、文献を読んだりすることによって、自分の心的外傷体験(トラウマ)が刺激されることがあります。これにより、支援者は心の平安をかき乱されて適切な反応ができないことがあります。個人的経験に由来する不適切な感情や欲求を相談者に向けていることを「逆転移」といいますが、これがあまりに強いと、同情しすぎたり、相手の気持ちに即して共感できなくなったり、自分のトラウマに関連した相手の話が聞けなくなることもあります。また、自分の経験を唯一の基準にして、相手の話を解釈しようとしたり、相手を非難したり、自分の対処法を押しつけたり、説教じみたことを言うこともあります。さらには、相談者に対して一方的な恋愛感情を持ったり、逆に強い罪悪感を持つおそれがあります。

そのため、相談員は自分のトラウマについて自覚し、スーパーバイザーによる指導やカウンセリングを受けるなどして、少なくとも不適切な反応をせずにすむほどに癒しておかねばなりません。

(ウ) 支援者同士や支援組織内での葛藤から生じるストレス

被害者の要望があっても、組織的に余裕がなく活動を行えないときや、他機関との連携が不十分なとき、他の支援者の対応と比べ自分が劣っているように思うとき、逆に他の支援者の対応が不十分だと思うときなどにもストレスを感じることがあります。

また、支援者同士の対立や葛藤があればストレスになることは明らかです。

②支援者へのサポート

(ア) 支援能力向上のためのサポート

被害者支援に関する知識や技術の能力が高いと、大きなストレスを経験することが少なく、経験しても立ち直りが早くなります。そこで、支援活動に参加する前に十分に計画された研修会を行うのはもちろんのこと、それから後も能力向上のための研修を支援機関等で開催していく必要があります。

(イ) 支援者同士のサポート

重い話を聴き、乱れた心のままで帰宅するのはつらいものです。そこで、支援者同士が支えあうことが助けとなります。心を開いて語り合い、弱みを見せても非難されず、共感してくれる仲間との支え合いや連帯感がストレスの解消に重要です。時には仲間と飲食を共にしたり、笑いあったりして相互にサポートすることが、支援活動の活力となります。

～支援者が燃え尽きないための心得～

- ① 自分自身を知って、自己の限界を尊重すること。
- ② 家族にサポートを求めること。
家族が支援者の負担を軽減し、サポートしてくれることが理想。そのため、日ごろから家族サービスをしておくこと。
- ③ 自分の健康に気をつけること。
空腹でなくても食事を取る。水を十分に飲む。ビタミンB類をとる。2～3時間に1回は数分の休息を取る。散歩をする。入浴をする。深呼吸をする。リラックスできる音楽を楽しむ。十分に睡眠をとる。アルコールや他の薬物の使用は避ける。
- ④ 支援者同士で、互いにサポートし合うこと。
- ⑤ ユーモアで緊張を和らげること。
- ⑥ 楽しみをもつこと。
毎日悲しんでいないで、友人に会うとか趣味やスポーツを楽しむ。
- ⑦ 職業倫理を守って、過剰な関わりを避けること。

～支援者の心の健康のために～

- a 自分を責めない。
- b 男性（女性）の代表にならない。
- c 被害者を責めない。
- d 自分自身も傷ついていることを認める。
- e 信頼できる人に話すこと。この問題に独りで取り組める人はいない。
- f 専門的援助を求める。
医療機関で安定剤や睡眠剤を処方してもらう。カウンセラーに話を聞いてもらう。
- g 正しい知識を得る。
- h 時には話を聞かない。
話を常に聴かなければならない、という義務はない。
- i 自分の楽しみを大切にすること。
自分が自分の生活を楽しむことに罪悪感を感じる時があるが、自分の楽しみを大切にすることで、「燃え尽き」を防ぐことができる。

(5) 被害類型別特徴と対応上の注意点

①殺人等遺族への対応

【特徴】

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

【対応上の注意点】

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

○死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先) 警察署、市町

○司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(連絡先) 警察署

○各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを市町、社会保険事務所など担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先) 市町、社会保険事務所、勤務先庶務担当

○遺産相続等

犯罪被害者が亡くなってから10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(連絡先) 税務署

経済的支援として、以下のような制度があります。

○犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署・警察本部

○遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

(連絡先) 市町

○遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 社会保険事務所、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

○遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先) 財団法人犯罪被害救援基金、警察署

②暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応

【特徴】

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

【対応上の注意点】

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

○診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

(連絡先) 警察署

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

○犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

（連絡先）警察署・警察本部

○特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

（連絡先）市町

○身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

（連絡先）市町

○障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

（連絡先）税務署

○障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

（連絡先）市町

○障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

（連絡先）社会保険事務所、勤務先庶務担当

○就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

（連絡先）市町、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

○特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者に支給されます。

（連絡先）市町

○障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

（連絡先）市町

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 警察、公益財団法人福井県暴力追放センター

③交通事故に遭った人への対応

【特徴】

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当する機会が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

【対応上の注意点】

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

○警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

○警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱ができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておくこと、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先) 福井県交通事故相談所、
財団法人交通事故紛争処理センター、
交通安全活動推進センター、
財団法人日弁連交通事故相談センター、
社団法人日本損害保険協会、
財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

○政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

○奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先) 財団法人交通遺児育英会

○交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満13歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拋出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) 財団法人交通遺児育成基金

○介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構 (N A S V A)

○生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。

(連絡先) 財団法人自動車事故被害者援護財団

④性犯罪に遭った人への対応

【特徴】

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応が現われる場合が多く、P T S Dに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあるとされています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

【対応上の注意点】

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

○警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届

出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 警察署

コラム —親告罪—

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたるため、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は告訴することができない（刑事訴訟法235条1項柱書本文）とされてきました。しかし、強制わいせつ罪、強姦罪、わいせつ・結婚目的略取・誘拐罪等に係る告訴については、被害者が精神的ショック等から告訴するまでに時間がかかることから、平成12年の刑事訴訟法改正で、告訴期間の制限がなくなりました。

○警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

(連絡先) 警察署

すぐに警察に届け出ることによって消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

○緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します。

(連絡先) 産婦人科

○犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先) 産婦人科（すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。）

○病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に支援者が付添いを行うこともできます。

(連絡先) 公益社団法人福井被害者支援センター

○特定感染症検査

H I V抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 健康福祉センター

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

○証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 検察庁、裁判所、公益社団法人福井被害者支援センター

⑤配偶者からの暴力を受けた人への対応

【特徴】

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいらないから…」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

【対応上の注意点】

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 警察署、配偶者暴力相談支援センター

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 市町、配偶者暴力相談支援センター

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

○保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先) 警察署、配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所

○住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町

⑥ストーカー被害に遭った人への対応

【特徴】

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- つきまとい、待ち伏せ、押しかけ
- 監視していると告げる行為
- 面会、交際の要求
- 乱暴な言動
- 無言電話、連続した電話、ファクシミリ
- 汚物などの送付
- 名誉を傷つける
- 性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

【対応上の注意点】

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先) 警察署

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

○警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、警察に「告訴」を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先) 警察署

○住民票の写しの交付等の制限

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町

○無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

○防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーを貸し出しています。

(連絡先) 警察署

⑦虐待された子どもへの対応

【特徴】

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

【対応上の注意点】

子ども虐待を発見した場合、または、子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

○子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

○虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告して下さい。

(連絡先) 市町、健康福祉センター、児童相談所

コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 警察署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

○調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

○在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

○親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う

者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※ これらの取組は市町が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。